

2009 年 2 月 5 日

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会
委員長 新 川 達 郎 様

京都地域人権運動連合
京都市協議会議長 若井



部落問題の真の解決のために

(「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」への意見書)

1. はじめに

京都人権連は第2回総点検委員会での意見表明で、部落問題が解決した状態を4つの指標で明らかにし、京都市の到達点を市の意見具申を引用して示した上で、京都市において部落問題は基本的に解決しており、同和行政・同和教育の完全終結を求めた。

総点検委員会では、多くの部分で京都人権連の主張を取り上げ、「同和の特別扱い」の終結を基本に論議が進められており、この点においては大いに評価するものである。

しかし審議の進め方には疑問を抱かざるを得ない。多くの複雑な経過がある問題にも関わらず拙速で乱暴な議事運営がされており、議論が消化不良のまま結論だけが先走りしている感は否めない。

またこのような不正常な状況が長年にわたってなぜ放置されてきたのかなど、京都市の同和行政の総括がほとんど行われていないなど重大な弱点を含んでいる。

3月末には最終答申が出されることと思うが、部落問題の真の解決に資する答申となるよう意見を述べるものである。

2. 総点検委員会の積極面

① 初めて同和行政の論議をオープンな型で行った。

これまでの「特別対策」は、運動団体との密室協議で進められてきた。京都市は「特別対策」を市民に明らかにすれば「ねたみ意識」を助長するとして、市民に同和対策を隠してきた。このことが同和対策を肥大化・特別化させ今日の異常な事態を引き起こした。同和行政がオープンに論議されたことは評価できる。

② 同和行政の終結を基本とした

これまで京都市は、一部に残された較差や市民の意識の問題を取り上げて、「同和行政は問題が解決するまで継続する」との立場に立ってきた。このことが運動団体に「特別扱い」継続の根拠を与え、終結を先延ばしする結果となった。同和行政の終結を基本としたことは評価できる。

3. 総点検委員会の消極面

① これまでの同和行政の総括の欠如

これまで同和行政の終結を論議するチャンスは何度もあった。しかし京都市は若干の見直しは行うものの、「終結」の方針を持たなかった。このことは「補助金不正取得事件」での総括で京都市自身も認めているとおり、運動団体幹部対応型の行政運営に問題があったと言わざるを得ない。

また一部の運動団体は、旧同和地区で起こっている問題をすべて「部落差別」の結果と単純化し、これを根拠に特別対策の継続を求めてきたことは、自己批判しなければならない。

総点検委員会の最終答申では、このような不正常な状態がなぜ長年にわたって放置されてきたのか、運動団体、京都市双方の側面から総括することが必要である。

その総括がなければ、いくら施策の見直しを行ったところで、市民をはじめ旧同和地区住民の理解は得られず、行政不信は払拭できないものとする。

② 拙速で乱暴な議事運営

総点検委員会で論議されている項目は、どれもがほとんど見直しが行われず、長年にわたって継続されてきた施策である。にもかかわらずわずか1年足らずの論議で結論を出し、この4月からは施策を実施するという非常に拙速で乱暴な議事運営がされている。

コミュニティセンターの廃止や改良住宅の管理運営の見直しなどは、旧同和地区に暮らす住民にとっては生活と密接に関わっている施策であり、日常の生活に多大な影響を与える見直しである。

本来これらの見直しは、もっと以前から計画的に行うべきものであった。しかし同和対策の継続強化を求める一部の運動団体とこれに追随する京都市は、漫然と特別対策を継続してきた。そのつけを住民に押し付けることは許されない。

これらの見直しに当たっては、激変緩和措置をとるなど住民の不安を解消する手立てをとるべきである。

③ 人権教育・啓発について

総点検委員会の論議は、総じて「同和行政の終結」を基調としているが、人権教育・啓発の論議に限っては、まったく異質な議論となっている。

総点検委員会の論議は「まだまだ差別は厳しい」「人権教育・啓発はもっと充実すべき」との議論が大半を占めている。もし「まだまだ差別は厳しい」のであれば、同和行政を終結していいのであろうか。

同和行政を終結するのは、部落問題が特別な対策が必要なく、これ以上続ければ解決の障害になる状況を迎えているからに他ならない。つまり部落問題に対する市民の理解も相当程度進んだから終結が必要になっているのである。

私たちは人権教育・啓発そのものを否定するものでない。しかし意見書でも述べた

とおり、部落問題に関わっては、もはや特別な教育や啓発は必要ない状況を迎えていると考えている。市民の意識の問題も、結婚問題も基本的に解決した状況を迎えている。(資料参照)

稀に発生する部落問題に関わった差別的な言動をことさら取り上げることは、部落問題を解決してきたこれまでの取り組みを否定するばかりでなく、後退させかねない。部落問題の到達点を意図的に隠し、または歪め、イレギュラーな事象を強調することは、部落問題解決の展望を失わせ、部落問題の解決に役立たない。

市民の中に部落問題を忌避する意識があるとすれば、同和対策事業を利用した利権あさりや職員不祥事によって明らかになった京都市行政に巣くう「同和の特別扱い」、そして行政機関を通じて行われる人権教育・啓発と称した部落問題（部落差別）学習の押し付けなど、不公正・乱脈な同和行政と運動団体への批判が主な要因である。市民が京都市に対し大きな不信感をだしているのも、必要のない特別対策を継続してきたからである。

仮に同和問題に関わって教育・啓発を行うのであれば、部落問題解決の到達点を客観的に示すことにより、部落問題は基本的に解決したことを市民的合意にしていく内容に改めていくべきである。

4. 検討項目における具体的問題点

総点検委員会のまとめは、多くの点で京都人権連の主張を取り上げているが、問題点に限って意見を述べる。

① 自立促進援助金について

自立促進援助金の廃止については賛成だが、漫然と継続してきたのは市長をはじめとする京都市の責任であり、住民に返還を求めるのは、責任転嫁である。

まず京都市がすべきことは借受者に謝罪するべきである。そのうえでこれまでの経過や問題点等を総括し、住民の納得を得るまで丁寧の説明することである。

② コミュニティセンターの見直しについて

09年4月以降の管理・運営体制については不明確であるなど、多くの課題が残されている。すでに当面の利用申し込みが制限されるなど混乱が生じていることから、4月以降も激変緩和措置をとるなど万全の態勢をとること。

③ 市立浴場など地区内施設の在り方について

福祉センターについては、地域の老人の憩いの場や冠婚葬祭に利用されていることから、一般開放するのではなく地域の集会所として位置づけるべきである。

④ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について

建て替えの手法について民間活力等の導入を論議しているが、公営住宅の管理運営は収益性のある事業ではなく、今日の経済状況からも実現性はかなり低い。公営住宅は国と地方自治体が責任を持って建て替えを行い、多様な世帯が暮らせる住宅とする

べきである。

⑤ 崇仁地区における環境改善について

地区改良事業については、再度事業を精査し事業の見直しを行った上で、早期に完了させるべきである。残地については多様な住宅を供給し多様な世帯を誘導するとともに、住宅建設にこだわらず市民の財産としての利活用をあらゆる角度から検討すること。

⑥ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

部落問題は基本的解決しており、部落問題に関わった教育・啓発はもはや必要ない。仮にするとすれば、基本的に解決したことが共通認識となるようなものに。

人権に関する市民意識調査 報 告 書

京 都 市

は じ め に

本市では、これまでから人権にかかわる施策を常に市政の最重要課題の一つとして位置付け、「京都市基本計画」や「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」などに基づき、一人ひとりが個人として厚く尊重される社会の実現に向けた取組を積極的に推進してきました。昨年3月には、これまでの取組の成果と現在の人権を巡る社会状況を踏まえ、人権施策をより総合的、効果的に推進するため、「京都市人権文化推進計画」を策定しました。

この度、今後の人権施策の推進に当たっての基礎資料を得るため、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。今回の調査は、平成 12 年度に実施した意識調査を引き継ぐものですが、人権施策全般の状況を把握するため、新たな枠組により実施しました。

この報告書が、市民の皆様や関係機関をはじめ、多くの方々に活用され、市民一人ひとりの手による「人権文化の息づくまち・京都」の実現の一助になればと願っております。

この調査の実施に当たりまして、貴重な御助言をいただきました京都市人権文化推進懇話会の委員の皆様をはじめ、調査に御協力いただきました市民の皆様方に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

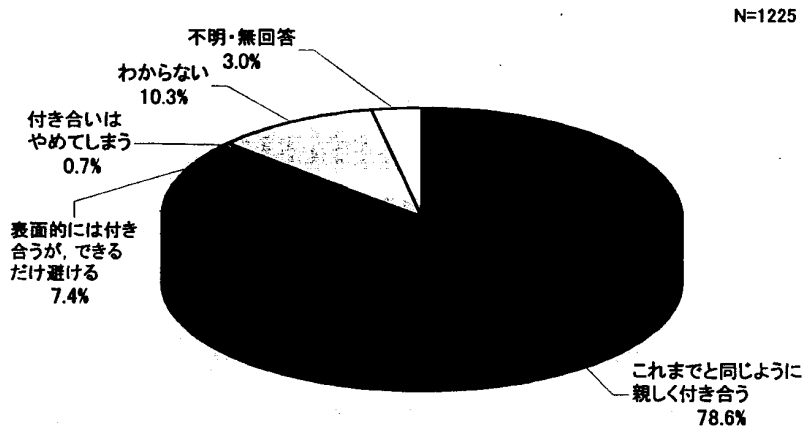
平成 18 年 2 月

京都市文化市民局人権文化推進課

同和問題をめぐる意識・行動

問 14 人との付き合いにおいて、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。

① 仮に、いつも親しく付き合っている友人が、同和地区出身者であるとわかった場合（〇は1つ）



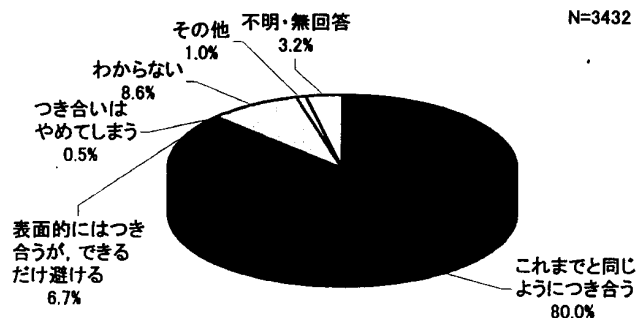
「これまでと同じように親しく付き合い」（78.6%）が約8割となっている。また、「表面的には付き合いが、できるだけ避ける」が7.4%、「付き合いはやめてしまう」は0.7%、「わからない」が10.3%となっている。

なお、前々回の調査とは質問文・選択肢が異なるため単純な比較はできないものの、ほぼ同様な内容となっている。

参考

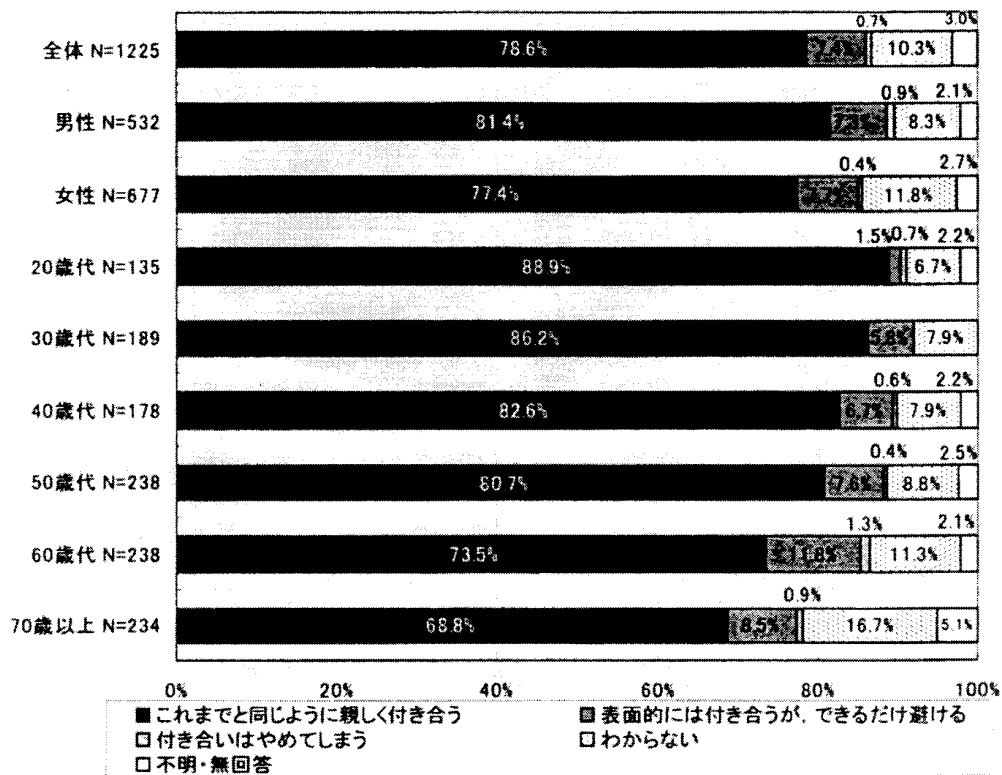
前々回（平成7年調査）

『いつも親しくつき合っている友人が「同和地区の人」であるとわかった場合』※



※今回調査の質問文・選択肢と若干の相違がある。（数値は再集計後）

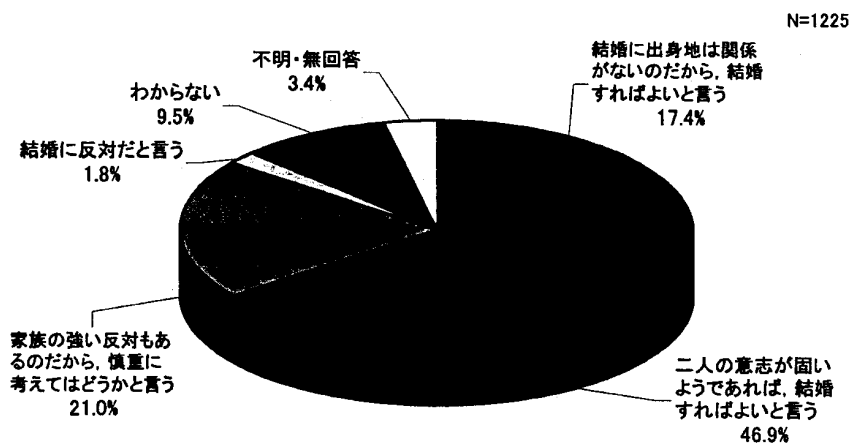
性別・年齢別



性別でみると、男女とも「これまでと同じように親しく付き合う」が最も高く、男性では81.4%、女性では77.4%と、男性の方が少し高くなっている。

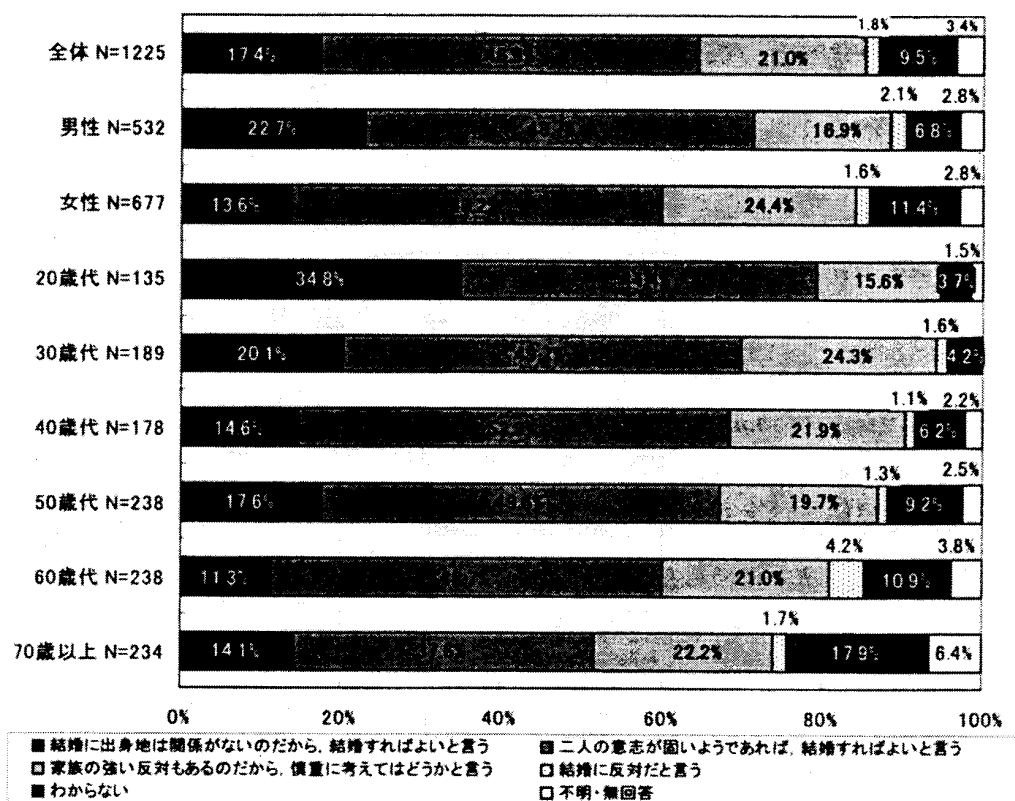
年齢別でみると、すべての年齢層で「これまでと同じように親しく付き合う」が最も高く、年齢が低いほど高くなる傾向が見られ、20歳代では約9割となっている。

- ③ 仮に、あなたの身近な人から「同和地区出身者との結婚について、親から強い反対を受けている」と相談を受けた場合（〇は1つ）



「二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと思う」（46.9%）が最も高く、「結婚に出身地は関係がないのだから、結婚すればよいと思う」（17.4%）を合わせると、結婚を勧める人は 64.3%と6割を超えている。一方、「家族の強い反対もあるのだから、慎重に考えてはどうかと言う」（21.0%）と慎重な対応を勧める人は、約2割となっている。また、「結婚に反対だと言う」が1.8%、「わからない」が9.5%となっている。

性別・年齢別



性別でみると、男女とも「二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと言う」が最も高くなっている。また、結婚を勧める人は、男性では 71.4%、女性では 59.8%と、男性の方が 10 ポイント以上高くなっている。

年齢別でみると、すべての年齢層で「二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと言う」が最も高くなっている。また、結婚を勧める人は、70 歳以上では 51.7%となっているのに対して、20 歳代では 79.2%と、年齢が低いほど高くなる傾向が見られる。

平成 5 年 度

同和地区実態把握等調査

(生活実態調査)

報 告 書

215

平成 7 年 10 月

京 都 市

次に、同一世帯内に現住している夫婦の出生地の組合せ（Ⅰ）をまとめると表1-13のとおりであり、「夫婦ともこの地区」の25.3%が最も多く、「夫はこの地区、妻は同和地区外」の23.1%が続く、以下、「夫はこの地区、妻は他の同和地区」の15.0%、「夫は同和地区外、妻はこの地区」の8.5%、「夫は他の同和地区、妻はこの地区」の5.6%の順となっており、夫の年齢との関係を見ると、高年齢層ほど「夫婦ともこの地区」や「夫はこの地区、妻は他の同和地区」が多く、若い年齢層ほど「夫はこの地区、妻は同和地区外」や「夫は同和地区外、妻はこの地区」が多いことが注意を引く〔統計表：第1-11表参照〕。

表1-13 夫婦の出生地の組合せ（Ⅰ）別夫婦の組数

区 分	総 数	夫 婦 と も こ の 地 区	夫はこ の地区、 妻は他 の同和地区	夫はこ の地区、 妻は同 和地区外	夫は他 の同和地区、 妻はこ の地区	夫 婦 と も 他 の同 和地区
総 数	100.0 2,160	25.3 547	15.0 324	23.1 498	5.6 121	1.5 33

夫は他 の同和地区、 妻は同 和地区外	夫は同 和地区外、 妻はこ の地区	夫は同 和地区外、 妻は他 の同和地区	夫 婦 と も 同 和 地区外	不 明
1.2 25	8.5 184	0.6 12	2.1 46	17.1 370

夫婦の出生地の組合せは以上のとおりであるが、やや煩雑であるため、出生地が「同和地区内」か「同和地区外」かを基準とした出生地の組合せ（Ⅱ）をみると表1-14ができる。「夫婦とも同和地区」は47.5%で、「夫は同和地区、妻は同和地区外」が24.2%、「夫は同和地区外、妻は同和地区」が9.1%あり、夫婦の一方が「同和地区外」は33.3%となっているが、「不明」（17.1%）がかなり多いことを考えると、「同和地区外」との通婚はもっと多いと推定できる。夫の年齢との関係を見ると、高年齢層ほど「夫婦とも同和地区」が多いが、夫婦の一方が「同和地区外」の夫婦は、「～29歳」で62.9%、「30～39歳」で51.8%となっており、「40～49歳」でも41.8%存在している〔統計表：第1-12表参照〕。